

建設工事における配置技術者等の留意事項について

市が発注する建設工事に主任技術者又は現場代理人を配置する場合は、次のことに留意してください。

1. 技術者の資格要件について

二本松市（行政委員会及び二本松市土地改良区を含む。）が発注する建設工事に配置する主任技術者、監理技術者及び現場代理人は、次に掲げる要件全てを満たしていることが必要です。

【主任技術者及び監理技術者】

- 発注した工事種別に対応した資格を有する技術者であること。
- 所在地区分が市内及び準市内登録業者にあつては、市に提出してある技術者名簿に登載されている技術者であること。
- 着工日時点において、会社と直接的かつ恒常的な雇用関係がある技術者であること。
- 他の工事現場において専任の主任技術者として配置されていない技術者であること。（※1）
- 他の工事現場において監理技術者として配置されていない技術者であること。
- 他の工事現場において現場代理人として配置されていない技術者であること。
- 営業所の専任技術者として配置されていない技術者であること。（※2）

※1 他の工事現場と当該工事現場に密接な関連があり、かつ、それら工事を同一又は近接した場所において施工する場合を除く。

※2 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に当該工事現場と専任技術者となっている営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制である場合を除く。

【現場代理人】

- 着工日時点において、会社と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。
- 他の工事現場において専任の主任技術者として配置されていない者であること。
- 他の工事現場において監理技術者として配置されていない者であること。
- 他の工事現場において現場代理人として配置されていない者であること。
- 営業所の専任技術者として配置されていない技術者であること。（※1）

※1 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に当該工事現場と専任技術者となっている営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制である場合を除く。

2. 現場代理人及び主任技術者等通知書の提出について

落札業者は、契約締結後「現場代理人及び主任技術者通知書」を2部作成し、契約検査課及び監督員へ速やかに提出してください。

3. 登録技術者の変更について

市内及び準市内登録業者の方で雇用している技術者に変更が生じた場合は、**建設工事に係る登録技術者の変更について**により速やかに登録技術者の変更手続きを行ってください。